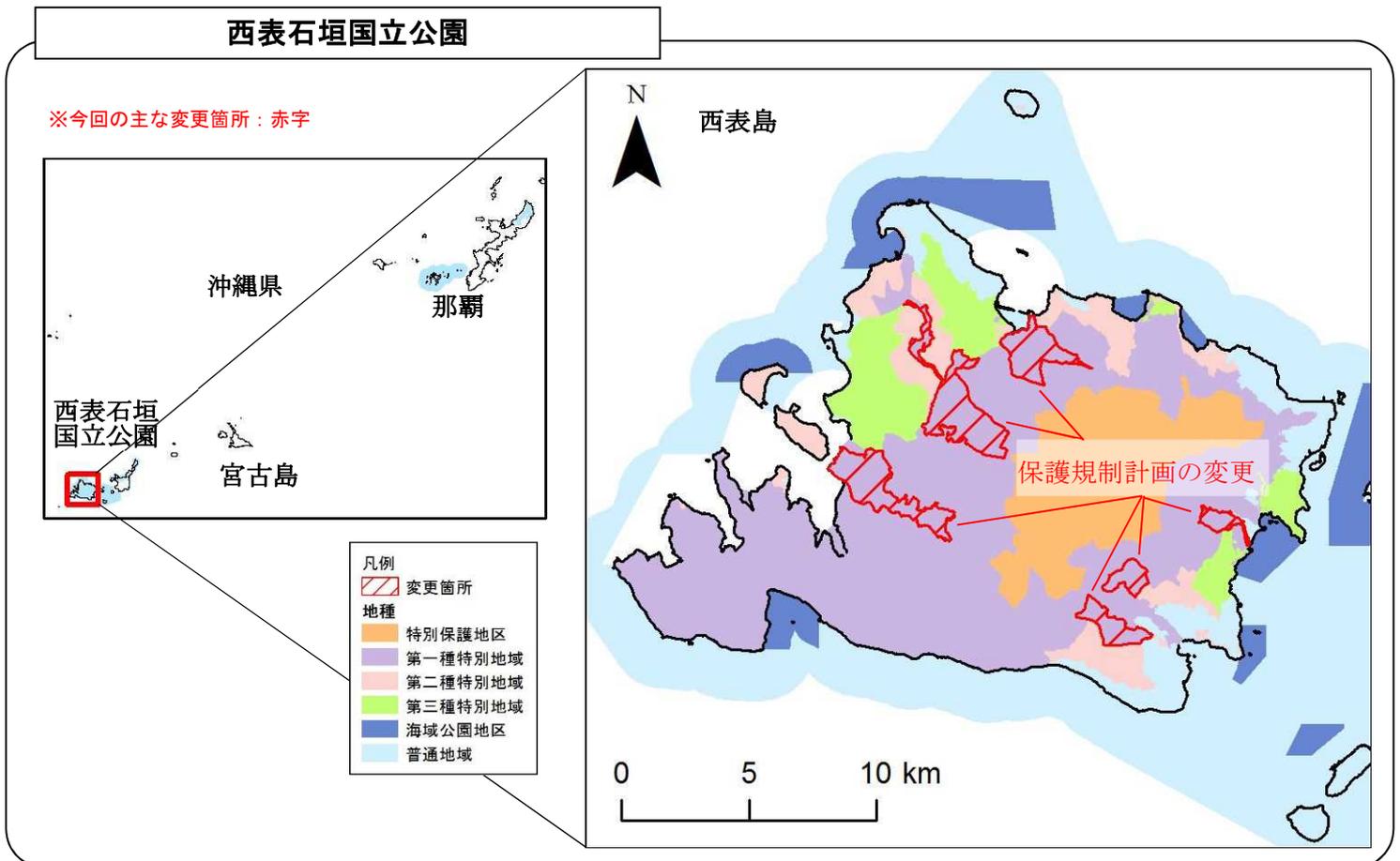


西表石垣国立公園の公園計画の変更案の概要

1. 背景

西表石垣国立公園は、琉球諸島の最南端に位置する八重山諸島のうち、西表島及び石垣島の一部並びにその周辺に広がる石西礁湖とそこにある島々から構成されます。昭和 47 年 5 月 15 日に沖縄の本土復帰に伴って西表国立公園として指定され、平成 15 年 3 月 31 日に再検討、平成 19 年 8 月 1 日に石垣地域の編入及び西表石垣国立公園への名称変更、平成 24 年 3 月 27 日には公園区域の拡張が行われ、今般公園計画を変更する西表島については、平成 28 年 4 月 15 日には、島のほぼ全域を編入することとし、公園区域及び公園計画を変更しました。

今回の一部変更では、世界自然遺産登録を目指す中で、浦内川をはじめとした河川について、固有種や希少種を含む陸水性魚類の多様性が非常に豊かであることや、河川流域に広がるマングローブ林や亜熱帯照葉樹林がイリオモテヤマネコをはじめとした固有で希少な動植物の重要な生息・生育地となっていることが再評価され、山から海までを一体的に管理する必要性が高まっていることを踏まえ、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき、保護規制計画の変更を行います



2. 変更案のポイント

浦内川や仲良川等、これまで第 2 種特別地域としていた河川流域を第 1 種特別地域に変更し、風致の保護を強化するとともに、適正な利用の推進を図ります。

3. 主な変更点

- ・ 保護規制計画の変更
 - 第 1 種特別地域の拡張 2041ha
(第 2 種特別地域→第 1 種特別地域への振替)